

移管先選定までの手順について（案）

1 第一次審査（書類審査）

提出書類による審査を行い、第二次審査を行う事業者を選考します。

第二次審査を行う事業者数は2事業者以内とし、下記（1）～（3）により選考します。

- （1）応募が2事業者以内であれば、下記アのみを行い、全ての応募事業者を第二次審査を行う事業者とします。
- （2）応募が3事業者以上であれば、下記ア～キにより選考します。
- （3）応募が1事業者のみであれば、下記ア・イを行い、出席委員の過半数の委員が各々120点以上の採点であった場合、当該応募事業者を第二次審査を行う事業者とします。

ア 委員ごとに、提出書類に対して、選考基準について審査を行います。

イ 委員ごとに、提出書類に対して、選考基準について採点を行います。

ウ 委員ごとに、イにより、全ての応募事業者を得点により順位付けします。

エ 各委員は、自身が第一順位とした事業者に1票を投じたものとし、最多得票数を得た事業者を第二次審査を行う事業者とします。

オ 上記エにおいて選考された事業者以外で、上記エと同様の作業を行い、残りの1事業者を選考します。

カ 上記エ・オにおいて、自身が第一順位とした事業者が複数ある場合は、より相応しい事業者を各委員において選考し、当該応募事業者を第一順位の事業者とみなします。

キ 上記エ・オにおいて、最多得票数を得た事業者が複数ある場合は、各委員の採点結果を当該応募事業者ごとに集計し、集計得点の最も高い事業者を第二次審査を行う事業者とします。

2 第二次審査（実地調査及び面接審査）

第一次審査で選考した事業者の運営保育所等への実地調査及び事業者の代表者等へのヒアリングを行います。ヒアリング時に事業者の代表者等は、民営化予定保育所について、プロポーザルを行うこととします。

3 最終審査

第二次審査を行った事業者（以下「当該事業者」といいます。）の第一次審査及び第二次審査の経過を総合的に判断し、移管先を下記（1）・（2）により選考します。

- （1）当該事業者が、2 事業者であれば、当該事業者に対し、下記ア～ウにより、移管先を選考します。
- （2）当該事業者が、1 事業者のみであれば、下記アのみを行い、出席委員の過半数の委員が各々120点以上の採点であった場合、当該事業者を移管先として選定します。

ア 委員ごとに、第一次審査及び第二次審査の経過を総合的に判断し、選考基準について審査・採点を行います。

イ 委員ごとに、アにより、当該事業者を得点により順位付けします。得点と同じ場合は、より相応しい事業者を各委員において選定し、第一順位の事業者とみなします。

ウ 各委員は自身が第一順位とした事業者に1票を投じたものとし、最多得票数を得、かつアにより、出席委員の過半数の委員が各々120点以上の採点であった当該事業者を移管先として選定します。